

奈良市公報

号外第10号

令和2年11月条例等

令和3年10月25日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
11 30	43	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課
11 30	44	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課
11 30	45	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	人事課
11 30	46	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例	議事調査課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
11 17	60	奈良市防災用被服貸与規則の一部を改正する規則	危機管理課
11 30	61	奈良市公印規則の一部を改正する規則	総務課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 25	576	都市公園の供用開始	公園緑地課
11 25	577	都市公園の供用開始	公園緑地課
11 25	578	奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
11 30	585	奈良市開発指導要領の一部を改正する告示	廃棄物対策課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
11 27	22	奈良市企業局押印省略に伴う関係規程の整備に関する規程	経営企画課
11 27	64	奈良市水道水源保護指導要綱の一部を改正する告示	送配水管理センター 水質管理室
11 30	23	奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程	経営企画課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
11 20	17	奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	学校教育課

条 例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第43号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第8条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年11月30日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第44号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年11月30日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第45号

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)

6 令和2年12月に期末手当を支給する場合における第14条第1項の規定の適用については、同項の規定により準用される給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)
7 令和2年12月に期末手当を支給する場合における第24条第1項の規定の適用については、同項の規定により準用される給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。
(令和2年11月30日揭示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日
奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第46号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
(令和2年11月30日揭示済)

規 則

奈良市防災用被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月17日

別表中	「 子育て支援事務専用市長印	11の27	てん書	方24	子ども政策課	子育て支援事務用	1	を
-----	-------------------	-------	-----	-----	--------	----------	---	---

「 子育て支援事務専用市長印	11の27	てん書	方24	子ども政策課	子育て支援事務用	1
地籍調査事務専用市長印	11の28	てん書	方24	土木管理課地籍調査室	地籍調査事務用	1

ように加える。

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第60号

奈良市防災用被服貸与規則の一部を改正する規則
奈良市防災用被服貸与規則(昭和48年奈良市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(防災業務に従事する職員で市長が指定するものをいう。)及び奈良市議会議員(以下「議員」という。)」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「伸縮する」を「延長し、又は短縮する」に改め、同条の表中「ヘルメット」を「ヘルメット」に、「安全靴」を「バンド」に、「1足」を「1本」に改め、「5年」の次に「(議員にあつては、当該職にある期間)」を加える。

第4条中「昭和42年奈良市規則第36号」の次に「。以下「職員被服貸与規則」という。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、議員に貸与品を貸与する場合にあつては、職員被服貸与規則第8条第2項及び第10条第1項中「所属長」とあるのは、「議会総務課長」と読み替えるものとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(令和2年11月17日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第61号

奈良市公印規則の一部を改正する規則
奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

に改め、同表ひな形の11の27の次に次の

11の28

奈良市長之印
地籍調査

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年11月30日揭示済)

告 示

奈良市告示第576号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和2年11月25日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	区域	供用開始日
学園南三丁目第3号街区公園	奈良市学園南三丁目931番416	別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。）	令和2年11月25日

(令和2年11月25日揭示済)

奈良市告示第577号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和2年11月25日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	区域	供用開始日
中山町西二丁目第7号街区公園	奈良市中山町西二丁目939番35	別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。）	令和2年11月25日

(令和2年11月25日揭示済)

奈良市告示第578号

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正

する告示

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成14年奈良市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第3条中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱第3条の規定は、同条に規定する違約金のうち令和2年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(令和2年11月25日揭示済)

奈良市告示第585号

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示

奈良市開発指導要領（昭和62年奈良市告示第230号）の一部を次のように改正する。

第20条各号列記以外の部分中「家庭ごみ」の次に「及び再生資源の」を、「ごみ集積施設」の次に「として、家庭ごみ集積施設及び再生資源集積施設」を加え、同条第1号中「において、」の次に「原則として」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ず収集車が通り抜けることができない位置に集積場を設置する場合は、別に定める指導基準によること。

第20条第2号中「原則として」の次に「間口が」を、「以上」の次に「(再生資源集積施設のみを設置する場合にあつては、4メートル以上)」を加え、「面して間口を」を「面し、かつ、」に、「同一平面に」を「同一平面となるように」に改め、同条第3号中「の前」を「周辺の道路上」に改め、「には」の次に「収集の支障となる」を加え、同条第4号中「居住者の導線及び安全」を「別に定める指導基準により居住者の動線、安全及び利便性」に改め、同条第5号中「家庭ごみとそれ以外の」を「そのそれぞれの用途から排出される」に改め、同条第6号中「周辺」を「に隣接する」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 集積場の設置基準及び必要面積は、建築物の種類及び計画戸数に応じて、別に定める指導基準によること。第20条第9号を次のように改める。

(9) 集積場の形状及び構造は、別に定める指導基準によること。

別記第8号様式中「あて先」を「宛先」に、「奈良市開発指導要綱第11条第8項」を「奈良市開発指導要領第20条第2項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市開発指導要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(令和2年11月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第22号

奈良市企業局押印省略に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和2年11月27日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業局押印省略に伴う関係規程の整備に関する規程

(奈良市企業局公用車管理規程の一部改正)

第1条 奈良市企業局公用車管理規程(昭和48年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「運転者印」を「運転者」に改める。

別記第4号様式中「点検者印」を「点検者」に改める。

別記第5号様式、第6号様式及び第7号様式中「㊟」を削る。

(奈良市下水道条例施行規程の一部改正)

第2条 奈良市下水道条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び第7号様式中「㊟」を削る。

別記第9号様式の2を次のように改める。

第9号様式の2 (第9条関係)

公共下水道取付ます設置申請書

日
月
年

(宛先)
奈良市公営企業管理者

申請者住所 (設置者)
氏名 (自署)

排水設備設置の改造及びくみ取り便所(し尿浄化槽撤去を含む)の水流化工事を行うので、公共下水道取付ます設置の申請をします。なお、取付ます設置に伴い、賦課された受益者負担金は、滞滞なく納めることを誓約します。

※受付番号	※確認番号
※住宅地図	※台帳番号
設置場所	奈良市
設置理由	
排水設備設置業者(指定工事店名)	
取付ます者	担当者名
土地所有者	
排水設備工事予定	年 月 日から 年 月 日まで
※内容	<input type="checkbox"/> 取付ますのみ設置 <input type="checkbox"/> 取付ます及び取付管布設
※道路掘削の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※道路の種類	<input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他

添付書類
 付近見取図
 道路等を掘削し、または占用する場合はその申請に必要な書類
 公道以外(私道等)の場合は、管理者又は所有者の承諾書を添付
 取付ますの設置場所が申請者以外の所有地の場合は、土地所有者の承諾書を添付
 公道(土地所在図)・丈量図(地積測量図)・登記事項証明書

別記第15号様式、第16号様式、第17号様式、第20号様式、第22号様式、第24号様式、第25号様式、第27号様式及び第29号様式中「㊟」を削る。

別記第30号様式から第32号様式までを次のように改める。

第30号様式から第32号様式まで 削除

別記第33号様式及び第35号様式中「㊟」を削る。

(奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部改正)
第3条 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「㊟」を削る。

別記第5号様式の2を次のように改める。

第5号様式の2（第6条関係）

農業集落排水取付ます設置申請書

(宛先)
奈良市公営企業管理者

申請者住所
(設置者)
氏名
(自署)

年 月 日

排水設備設置の改造及びくみ取り便所(し尿浄化槽撤去を含む)の水洗化工事を行いたいので、農業集落排水取付ます設置の申請をします。なお、取付ます設置に伴い、賦課された分担金は、滞りなく納めることを誓約します。

※受付番号	※確認番号
※住宅地図	※台帳番号
設置場所	奈良市
設置理由	
排水設備設置業者 (指定工事店名)	
取付ます者 担当者名	
土地所有者	
排水設備工事予定 年 月 日から 年 月 日まで	
※内容	<input type="checkbox"/> 取付ますのみ設置 <input type="checkbox"/> 取付ます及び取付管布設
※道路掘削の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※道路の種類	<input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他

添付書類
 付近見取図
 道路等を掘削し、または占用する場合はその申請に必要な書類
 公道以外(私道等)の場合は、管理者又は所有者の承諾書を添付
 取付ますの設置場所が申請者以外の所有地の場合は、土地所有者の承諾書を添付
 公道(土地所在図)・丈量図(地積測量図)・登記事項証明書

別記第7号様式、第8号様式及び第10号様式中「㊟」を削る。

(奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第4条 奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式中

土地の所有者		土地の所有者以外の権利者		
住所・氏名	同意印	権利の種類	住所・氏名	同意印

を

土地の所有者	土地の所有者以外の権利者	
住所・氏名	権利の種類	住所・氏名

に改める。

別記第3号様式の4及び第3号様式の6中「印」を削る。

別記第4号様式及び第6号様式中「㊟」を削る。

別記第8号様式中「㊟」を削り、

新受益者						土地の所有者		
土地の所在	地番	地目	地積	変更年月日	新権利の種類	住所	氏名	印
			m					
合計	筆数			理由				

を

新受益者						土地の所有者		
土地の所在	地番	地目	地積	変更年月日	新権利の種類	住所	氏名	
			m					
合計	筆数			理由				

に、「記名押印」を「記名」に改める。

別記第9号様式及び第10号様式中「㊟」を削る。
(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部改正)

(平成26年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

第5条 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程

共有者		
住所・氏名	印	

を

共有者	
住所・氏名	

に改める。

別記第4号様式中及び第6号様式中

「氏名 ㊟」 「氏名 電話 ()」 に、
(署名の場合は、押印は不要です) を
電話 () 」

「調査員 ㊟」 を 「調査員」 に改める。

別記第8号様式中「㊟」を削り、

共有者		
住所	氏名	印

を

共有者	
住所	氏名

に改める。

別記第9号様式中「㊟」を削る。

別記第10号様式中 「氏名 ㊟」 「氏名 電話 ()」 に改める。
(署名の場合は、押印は不要です) を
電話 () 」

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。
(令和2年11月27日揭示済)

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。
(令和2年11月27日揭示済)

奈良市企業局告示第64号

奈良市水道水源保護指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月27日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市水道水源保護指導要綱の一部を改正する告示
奈良市水道水源保護指導要綱(平成4年奈良市水道局告示第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

奈良市企業局管理規程第23号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月30日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程
奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「平成26年」を「平成14年」に改める。

第54条に次の2号を加える。

- (2) 通信運搬費
- (3) 保険料

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年11月30日揭示済)

教育委員会

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月20日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第17号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「小学校」の次に「及び中学校」を加え、「3月16日」を「3月12日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

附 則

この規則は、令和2年11月20日から施行する。

(令和2年11月20日揭示済)